アメリカ法

第10回

丸山　英二

5. 合衆国憲法の制定

第3編[司法部] （【】内は現在変更されているもの）

第1節 ［連邦司法権］

合衆国の司法権は、1つの最高裁判所、および連邦議会が随時制定し設立する下位裁判所に属する。最高裁判所および下位裁判所の裁判官はいずれも、非行なき限り、その職を保持することができる。これらの裁判官は、その職務に対して定期に報酬を受ける。その額は、在職中減額されない。

第2節 ［連邦裁判所の管轄事項］

［第1項］ 合衆国の司法権はつぎの諸事件に及ぶ。この憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモン・ロー上およびエクイティ上のすべての事件。大使その他の外交使節および領事にかかわるすべての事件。海事法および海事裁判権に関するすべての事件。合衆国が当事者の一方である争訟。2以上の州の間の争訟。【州と他州の市民との間の争訟。】[第11修正により改正］ 異なる州の市民間の争訟。同じ州の市民間の争訟であって、異なる州から付与された土地の権利を主張する争訟。1州またはその市民と外国またはその市民もしくは臣民との間の争訟。

第3編[司法部] （【】内は現在変更されているもの）

第2節 ［連邦裁判所の管轄事項］

［第2項］ 大使その他の外交使節および領事にかかわるすべての事件、ならびに州が当事者であるすべての事件については、最高裁判所は、第一審管轄権を有する。前項に掲げたその他の事件については、最高裁判所は、連邦議会の定める例外の場合を除き、連邦議会の定める規則に従い、法律問題および事実問題の双方について上訴管轄権を有する。

［第3項］ 弾劾事件を除き、すべての犯罪の裁判は、陪審によって行われなければならない。裁判は、当該犯罪がなされた州で行われなければならない。但し、犯罪がいかなる州においてもなされなかったときは、裁判は、連邦議会が法律で定める1または2以上の場所で行われるものとする。

第4編[州の間の関係等] (【】内は現在変更されているもの)

第1節 [十分な信頼と信用条項]

各々の州は、他のすべての州の一般法律、記録および司法手続に対して、十分な信頼と信用を与えなければならない。……

第2節[市民権条項]

[第1項] 各々の州の市民は、他州において、その州の市民が享有するすべての特権および免除を等しく享有する権利を有する。

第5編 [改正] (【】内は現在変更されているもの)

連邦議会は、両院の3分の2が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を発議し、または、3分の2の州の立法部が請求するときは、修正を発議するための憲法会議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正は、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法会議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。いずれの承認方法を採るかは、連邦議会が定める。但し、1808年より前に行われるいかなる修正も、第1編第9節1項および4項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない。

第1編[立法部] (【】内は現在変更されているもの)

第9節 [連邦立法権の制限]

[第1項] 連邦議会は、1808年より前においては、現に存する州のいずれかがその州に受け入れることを適当と認める人びとの移住または輸入を、禁止することはできない。但し、その輸入に対して、1人につき10ドルを超えない租税または関税を課すことができる。

[第4項] 【人頭税その他の直接税は、この憲法に規定した人口調査または算定にもとづく割合によらなければ、これを賦課してはならない。】[第16修正で改正]

【1808年以降の動き】

1808.1.1.——Act Prohibiting Importation of Slaves of 1807(奴隷輸入禁止法) [An Act to prohibit the importation of slaves, into any port or place within the jurisdiction of the United States, from and after January 1, 1808.] 発効

1805.12.17. 同法案, 連邦議会上院可決。

1807. 2.13. 同法案, 連邦議会下院可決。

1807. 3. 2. Thomas Jefferson大統領署名。

1913.2.3.——合衆国憲法第16修正が成立

第6編[最高法規], 第7編[成立手続]

第6編 [最高法規]

[第1項] この憲法成立前に契約されたすべての債務および締結されたすべての約定は、この憲法の下においても、連合規約の下におけると同様に、合衆国に対して有効である。

[第2項] この憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律、ならびに合衆国の権限にもとづいて締結された、または将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。すべての州の裁判官は、州の憲法または法律に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される。

第7編[成立手続]

この憲法は、9州の憲法会議の承認があれば、承認した州の間で成立するものとする。

合衆国憲法に追加されまたはこれを修正する条項[修正条項]

第1修正 ［信教･言論･出版･集会の自由、請願権］

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穏に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。

第2修正 ［武器保有権］

規律ある民兵団は、自由な国家の安全にとって必要であるから、国民が武器を保有し携行する権利は、侵してはならない。

第3修正 ［兵士宿営の制限］

平時においては、所有者の承諾なしに、何人の家屋にも兵士を宿営させてはならない。戦時においても、法律の定める方法による場合を除き、同様とする。

第4修正 ［不合理な捜索･押収･抑留の禁止］

国民が、不合理な捜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、捜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。

修正条項

第5修正 ［大陪審、二重の危険、適正な法の過程、財産権の保障］

何人も、大陪審による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科しうる罪その他の破廉恥罪につき公訴を提起されることは無い。……何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない。何人も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強制されない。何人も、法の適正な過程（due processof law）によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。何人も、正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。

第6修正 ［刑事陪審裁判の保障、被告人の権利］

すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定めた地区の公平な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。被告人は、訴追の性質と理由について告知を受け、自己に不利な証人との対質を求め、自己に有利な証人を得るために強制的手続きを利用し、かつ、自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する。

修正条項

第7修正 ［民事事件における陪審審理を受ける権利］

コモン･ロー上の訴訟において、訴額が20ドルを超えるときは、陪審審理を受ける権利は維持される。陪審が認定した事実は、コモン･ロー上の準則による場合を除き、合衆国のいかなる裁判所もこれを再び審議してはならない。

第8修正 ［残酷で異常な刑罰の禁止］

過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残酷で異常な刑罰を科してはならない。

第9修正 ［国民が保有する他の権利］

この憲法の中に特定の権利を列挙したことをもって、国民の保有する他の権利を否定しまたは軽視したものと解釈してはならない。

第10修正 ［州と国民に留保された権限］

この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。

修正条項

第11修正 ［州に対する訴訟と連邦司法権］［1795年成立］

合衆国の司法権は、合衆国の一州に対して、他州の市民または外国の市民もしくは臣民が提起したコモン･ロー上またはエクイティ上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈されてはならない。

第13修正 ［奴隷制の禁止］［1865年成立］

第1節 奴隷制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事者に対する刑罰の場合を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存在してはならない。

第14修正 ［市民権、法の適正な過程、平等保護］［1868年成立］

第1節 合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。

第2節 下院議員は、各々の州の人口に比例して各州の間に配分される。各々の州の人口は、納税義務のないインディアンを除き、すべての者を算入する。……

修正条項

第15修正 ［選挙権の拡大］［1870年成立］
第1節 合衆国またはいかなる州も、人種、肌の色、または前に隷属状態にあったことを理由として、合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。
第16修正［連邦所得税］［1913年成立］
連邦議会は、各州に比例配分することなく、および人口調査または算定によることなく、いかなる源泉から生ずるものであっても、所得に対して税を賦課し徴収する権限を有する。
第17修正［上院議員の直接選挙］［1913年成立］
第1項 合衆国の上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員でこれを組織する。上院議員は、各州の州民によって、6年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ1票の投票権を有する。……
第18修正［禁酒条項］［1919年成立］
【第1節 この修正条項の承認から1年を経た後は、合衆国とその管轄に服するすべての領有地において、飲用の目的で酒類を製造し、販売しもしくは輸送し、またはこれらの地に輸入し、もしくはこれらの地から輸出することは、これを禁止する。……】［第21修正で全文廃止］

修正条項

第19修正 ［女性参政権］［1920年成立］
第1項 合衆国またはいかなる州も、性を理由として合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。
第20修正 ［正副大統領と連邦議員の任期］［1933年成立］
第1節 大統領および副大統領の任期は、この修正条項が承認されていなければその任期が終了していたはずの年の1月20日の正午に終了し、上院議員および下院議員の任期は、同じ年の1月3日の正午に終了する。後任者の任期はその時に始まる。
第2節 連邦議会は、毎年少なくとも1回集会するものとする。会期の開始時期は、法律で別の日が指定されない限り、1月3日の正午とする。
第21修正 ［禁酒条項の廃止］［1933年成立］
第1節 合衆国憲法第18修正は、本修正条項により廃止する。
第22修正 ［大統領の三選禁止］［1951年成立］
第1節 何人も、大統領の職に2回を超えて選出されることはできない。
第23修正 ［コロンビア地区の大統領選挙人］［1961年成立］
第24修正 ［選挙権にかかわる人頭税の禁止］［1964年成立］

修正条項

第25修正 ［大統領の地位の継承］［1967年成立］

第1節 大統領が免職され、死亡しまたは辞任した場合には、副大統領が大統領となる。……

第26修正 ［投票年齢の引下げ］［1971年成立］

第1節 合衆国またはいかなる州も、年齢を理由として、年齢18歳以上の合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

第27修正 ［連邦議員報酬の変更］［1992年成立］

上院議員および下院議員の職務に対する報酬を変更する法律は、つぎの下院議員の選挙が行われるまで、その効力を生じない。

合衆国憲法について補足

【大統領の三選禁止】U.S. Const. amend XXII, §1
◆Franklin D. Roosevelt 大統領の任期
1933.3.4～, 1937.1.20～, 1941.1.20～, 1945.1.20～（1945.4.12没。Harry S. Truman副大統領が大統領に。任期は1945.4.12 – 1953.1.20）
【pocket veto】U.S. Const. art. Ⅰ, §7, cl. 2
◆議会の会期末10日間に送付を受けた法律案について大統領が承認しない場合には拒否権の発動と同じことになる。これをpocket vetoと呼ぶ。
【連邦裁判所裁判官の任命】
◆上院の同意を得て大統領が任命（最高裁裁判官――art. Ⅱ, §2, cl. 2；控訴裁判所裁判官――28 U.S.C. §44；地方裁判所裁判官――28 U.S.C. §133）。
裁判官の任期――終身Art. Ⅲ, §1
during good behaviour←→during the pleasure of the Queen
裁判官の引退の制度――連邦裁判官の場合
70歳で在任10年, 65歳で在任15年であれば, salary と等しい annuity が支給される（28 U.S.C. §371）

(3) 合衆国憲法の成立と権利章典の追加

◆合衆国憲法制定に伴う問題　Text p. 26↑7～

——会議召集の目的（連合規約を改訂することが唯一の目的）

連合規約改正の要件（すべての邦議会の承認）

とられた対応——憲法案第7編：9/13邦の（邦議会ではなく）憲法会議による承認で憲法は成立

◆憲法案は連合会議から各邦へ送付　→　各邦：憲法会議代議員選挙手続

◆Federalists（憲法賛成派）とAnti-federalists（憲法反対派）の論戦

・Federalists——商工業の発展を求める人々：商工業者，大農園主，投機業者〔公債・土地〕）——全米的通商規制と対外的交渉力を持つ強力な中央政府を求める。

・Anti-federalists——自給的農業地域における中小農民：遠隔地での強力な権力の出現を嫌う。

(3) 合衆国憲法の成立と権利章典の追加

◆The Federalist Papers（NY市の新聞に連載された85編の論説）

・Alexander Hamilton (1755-1804) ——NYの法律家。財務長官（1789 - 95）。中央集権論者。

・James Madison (1751-1836) ——憲法VA案を起草。“Father of the Constitution.” 連邦下院議員（1789 - 93，権利章典を起草），国務長官（1801 - 09），第4代大統領（1809 - 17）。

・John Jay (1745-1829) ——NYの法律家。NY邦憲法を起草。パリ和平条約交渉に従事（1782 - 83）。アメリカ連合/合衆国で外務長官（1784 - 89）。初代合衆国最高裁長官（1789 - 95）。

・内容——合衆国憲法の解説，正当性を説明。独立宣言，合衆国憲法に次ぐ米政治史上の古典といわれる。

◆権利章典（Bill of Rights）の追加。Text p. 27↓13～.

アメリカ独立戦争前後の経緯Ⅱ　［再掲］

1777年		連合規約大陸会議で可決(11.15)
1781年	Yorktownの戦いで植民地軍勝利(10)	連合規約成立(3.1)
1783年	パリ条約調印(9)	
1784年	大不況	
1786年	Shaysの反乱(8)；Annapolis会議の決議(9)	
1787年	連合会議が連合規約改訂のための会議を召集(2)	
	憲法制定会議(5.25～9.17)　；同会議合衆国憲法を可決(9.17)	
	The Federalist Papers (10～1788.8, by Alexander Hamilton, James Madison and John Jay under the pseudonym “Publius”)	
	合衆国憲法承認 States： Del. (12.7)；Pa. (12.12)；N.J. (12.18)	
1788年	Ga. (1.2)；Conn. (1.9)；Mass. (2.6)；Md. (4.28)；S.C. (5.23)；N.H. (6.21)——合衆国憲法成立，Va. (6.25)；N.Y. (7.26)；連邦議会議員の選挙(9～1790.8)	
1789年	Washington大統領に当選(2)，第１回連邦議会(3.4　但し定足数が揃うのは4月)　；N.C. (11.21)；(R.I. (1790.5.29)；Vt. (1791.1.10))	

6. 新生合衆国の裁判所と法

(1) 連邦裁判所制度の成立

◆1789年9月制定の Judiciary Act（裁判所法）は合衆国憲法3編および第1編8節9項に基づいて，最高裁判所の構成を定めるとともに，下級裁判所を設立した。

(a) 最高裁裁判官数――Chief Justice & Associate Justices (5名)

その後の最高裁裁判官数の経緯――1801年5名（法改正される1802年までに死亡等で空席になることはなかったため，5人の時期はなかった），1802年6名，1807年7名，1837年―9名，1863年10名，1866年7名（法改正される1869年までに死亡等で空席になったポストは2であった，7人の時期はなかった），1869年9名～現在。

(b) 下級裁判所の設置・組織 Text p. 28↓9～

(c) 州裁判所から合衆国最高裁への上訴 Text p. 28↑5～

連邦裁判所の変遷

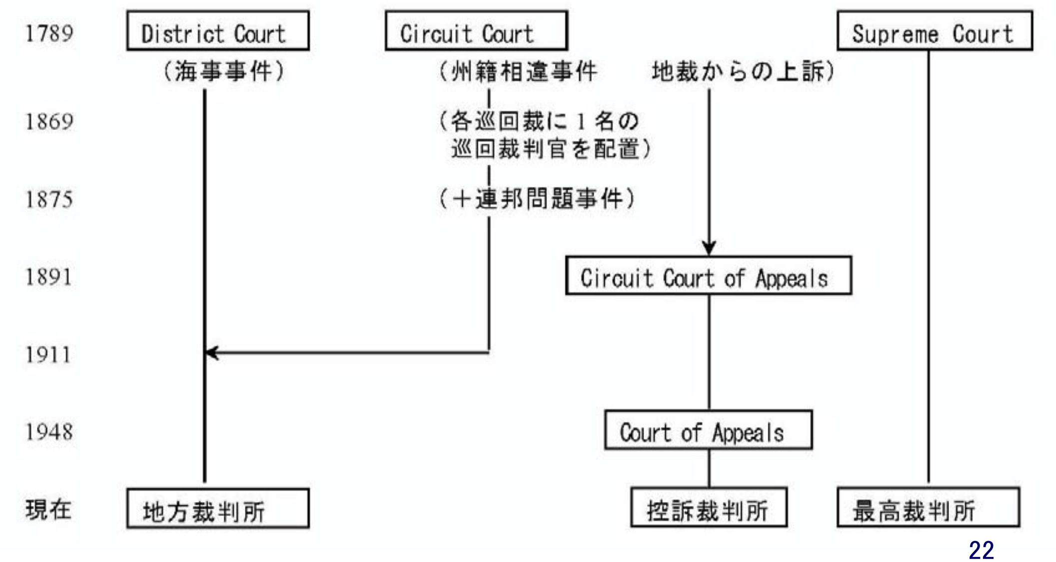

憲法適合性・連邦法適合性

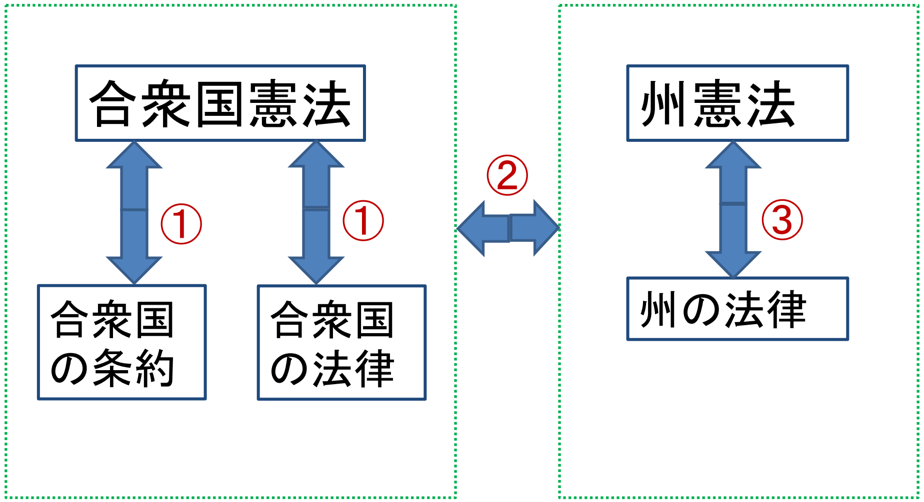

①②は合衆国憲法6編2項に基づく。

合衆国憲法適合性の判断

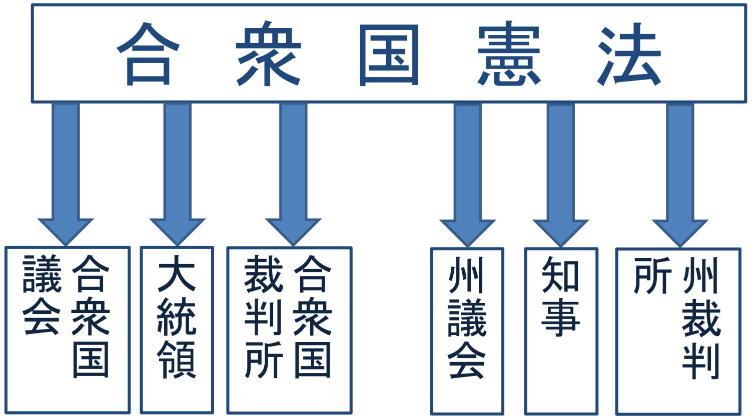

合衆国憲法第14修正の法の平等保護は，公立学校教育において
① 白人黒人の共学
② 白人学校と黒人学校の教育設備の均等，のいずれを求めるか。
Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483 (1954), overruling Plessy v. Ferguson (1896)

(2) 違憲立法審査権の確立

◆1800年頃の連邦派と共和派の対立

	Federalists	Republicans
政治	有産階級のための政治	一般民衆のための政治
政治の担い手	富と知性を備えた上層階級	教育により自由で独立の判断ができる自営農民
言論の自由	ある程度の制限が必要	十分な保障が必要
対外関係	親英的	親仏的
経済	商工業の育成が重要。関税による産業の保護が必要。	自営農民層の育成が重要。
連邦と州	連邦の権限を強化すべき（中央集権）。連邦の優位。	連邦の権限は限定すべき（州権尊重）。州と連邦は対等。
合衆国憲法の解釈	自由な解釈	厳格解釈
憲法の解釈権限	最終的解釈権は連邦最高裁にある。	三権が各々の権限に最終的解釈権，連邦と州は対等。

（a） Marbury v. Madison――事件の背景

	大統領John Adams，副大統領Thomas Jefferson，国務長官John Marshall
1800.12	大統領選挙でJeffersonが現職のAdamsを破った。連邦議会選挙でも共和派が勝ち，連邦派は敗北。
1801.1.20.	Adams大統領は，国務長官Marshallを最高裁長官に指名。
1801.1.27.	上院がMarshallの最高裁長官への任命に同意。
1801.2.4.	国務長官Marshallが最高裁長官に就任（1801.3.3.まで国務長官を兼務）。
1801.2.13.	連邦議会はCircuit Court Act可決，Adams大統領承認――16の巡回裁判官職を新設。Adams大統領は2.24までに裁判官指名を完了。
1801.2.27.	連邦議会はOrganic Act制定――コロンビア地区に42の治安判事職を新設。
1801.3.2.	Adams大統領は42人の治安判事を指名。同日，上院は16名の巡回裁判官の任命に同意。
1801.3.3.	上院は治安判事職指名された42名について同意を与えた。16名の巡回裁判官と42名の治安判事の辞令にAdams大統領，Marshall国務長官署名，国璽押捺。しかし，辞令の交付を受けない者が数名残った。辞令を交付された者は，"midnight judges," "midnight justices of the peace"と呼ばれる。
1801.3.4.	Jeffersonが第3代大統領に就任。国務長官にJames Madisonが就任（1801.3.5）。JeffersonはMadisonに辞令を交付しないように命じた。

The Judiciary Act of 1789 §13

§13

That the Supreme Court …… shall have power to issue writ of mandamus, in cases warranted by the principle and usages of law, to any courts appointed, or persons holding office under the authority of the United States …….

［最高裁判所は，法の原理と慣行により認められている場合には，合衆国の権限のもとに任命されている裁判所またはそのもとに官職を保有する者に対して，職務執行令状を発給することができる。］

Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137(1803)

【Marshallのジレンマ】

◆Jefferson と Madison――裁判所の命令が下されても無視するつもり ← 行政部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。

●事件を却下すると，Jefferson の立場を黙認することになる。

●職務執行令状を発給すると，無視される，最高裁の無力さが露呈する。

【最高裁判決】

①②辞令の交付差控えは権利侵害で，それに対して法は救済を与える.

③1789年の Judiciary Act §13 は，最高裁に職務執行令状発給権限を与えており，また，Marbury は他に救済方法を持たない。

・しかし，憲法の最高裁の管轄規定はこのような場合には上訴管轄権しか認めていない。憲法と法律が抵触するときは，法律は無効である。そしてその判断をするのは裁判所である。